新旧対照表

新	旧
秋田県週休２日制工事に関する建設部運用	秋田県週休２日制工事に関する建設部運用
要綱第２条関係（定義） １～２（略） ３　要綱第２条(3)の「対象期間」について、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休２日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、柔軟に対応すること。 　ただし、現場閉所による週休２日または交替制による週休２日ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。 【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】 ・発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合 ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象 ・工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む） ・文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合 ・関連工事との調整により施工ができない場合	要綱第２条関係（定義） １～２（略）
要綱第３条関係（休日） １　現場閉所の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日（土日）において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 　なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ２　交替制の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙３－１履行報告書に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日交替制において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 　なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。	要綱第３条関係（休日） １　現場閉所の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日（土日）において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 　なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ２　交替制の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙３－１履行報告書に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日交替制において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 　なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
要綱第４条関係（対象工事及び発注方式） １～３（略） ４　発注者は、特記仕様書に、週休２日制工事であること（週休２日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙１のとおりとする。 ５（略）	要綱第４条関係（対象工事及び発注方式） １～３（略） ４　発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休２日制工事であること（週休２日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙１のとおりとする。 ５（略）
要綱第５条関係（工事成績評定）～第６条関係（工期変更）（略）	要綱第５条関係（工事成績評定）～第６条関係（工期変更）（略）

要綱第７条関係（工事費の積算） １　土木工事における積算は、各経費への補正を行わない。

この運用は、令和３年７月１日から施行する。 附　則（令和３年９月９日技管－３４１　一部改正） この運用は、令和３年１０月１日から施行する。 附　則（令和４年３月１日技管－６９３　一部改正） この運用は、令和４年４月１日から施行する。 附　則（令和４年３月２２日技管－７６４　一部改正） この運用は、令和４年４月１日から施行する。 附　則（令和４年９月１日技管－５４２　一部改正） この運用は、令和４年９月１日から施行する。 附　則（令和５年３月３日技管－１１２０　一部改正） この運用は、令和５年４月１日から施行する。 附　則（令和６年３月２８日技管－９３３　一部改正） この運用は、令和６年４月１日から施行する。 附　則（令和６年８月２６日技管－３７４　一部改正） １　この運用は、令和６年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和６年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。 附　則（令和７年９月５日技管－３８８　一部改正） １　この運用は、令和７年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和７年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。 附　則（令和８年９月２日技管－４２９　一部改正） １　この運用は、令和８年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和８年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。	この運用は、令和３年７月１日から施行する。 附　則（令和３年９月９日技管－３４１　一部改正） この運用は、令和３年１０月１日から施行する。 附　則（令和４年３月１日技管－６９３　一部改正） この運用は、令和４年４月１日から施行する。 附　則（令和４年３月２２日技管－７６４　一部改正） この運用は、令和４年４月１日から施行する。 附　則（令和４年９月１日技管－５４２　一部改正） この運用は、令和４年９月１日から施行する。 附　則（令和５年３月３日技管－１１２０　一部改正） この運用は、令和５年４月１日から施行する。 附　則（令和６年３月２８日技管－９３３　一部改正） この運用は、令和６年４月１日から施行する。 附　則（令和６年８月２６日技管－３７４　一部改正） １　この運用は、令和６年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和６年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。 附　則（令和７年９月５日技管－３８８　一部改正） １　この運用は、令和７年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和７年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。

（別表）

別表１　土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

【削除】

（別表）

別表１　土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

（１）現場閉所

	通期の週休２日工事 （４週８休以上）	月単位の週休２日工事	完全週休２日（土日）工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
－		－	－
共通仮設費率		1.01	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

（２）交替制

	通期の週休２日工事 （４週８休以上）	月単位の週休２日 交替制工事	完全週休２日交替制工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
休日率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

別表２　土木工事における市場単価の補正係数

【削除】

別表２　土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	－	1.02	1.02	1.02	1.02
	－	－	－	－	－
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表３　土木工事における標準単価の補正係数

【削除】

別表３　土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マットエ（養生マットエ）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
Ｈ型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

別表４　秋田県週休２日制工事の補正における端数処理 【削除】	別表４　秋田県週休２日制工事の補正における端数処理 「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」により、週休２日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。 １　適用積算基準 秋田県土木工事標準積算基準書により積算するものに適用する。 ２　端数処理 ２－１　労務費 労務単価に週休２日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、整数止め（小数第１位四捨五入）とする。 補正済み単価（整数止め（小数第１位四捨五入）） ＝　労務単価　×　週休２日補正係数 なお、週休２日補正と夜間工事による労務単価の割増及び冬期労務補正を同時に適用する場合の端数処理については下記のとおりとする。 ・労務単価①（少数第３位止め（少数第４位四捨五入）） ＝　労務単価　×　（１＋ 冬期割増補正率） ・労務単価②（少数第３位止め（少数第４位四捨五入）） ＝　労務単価①　×　夜間等の時間帯割増しに関する係数等 ・労務単価③（少数第３位止め（少数第４位四捨五入）） ＝　労務単価②　×　週休２日補正係数 ・労務単価④（整数止め（少数第１位四捨五入））＝　労務単価③ ２－２　市場単価 市場単価に週休２日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。 ・市場単価①　＝　補正前市場単価 ・市場単価②（少数第２位止め（少数第３位切り捨て）） ＝　市場単価①　×　週休２日補正係数 ・市場単価③（少数第３位止め（少数第４位四捨五入）） ＝　市場単価②　×　単価補正※（施工規模等補正） ※単価補正の端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入） ２－３　土木工事標準単価 土木工事標準単価に週休２日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。 ・土木工事標準単価①　＝　補正前土木工事標準単価 ・土木工事標準単価②（少数第２位止め（少数第３位切り捨て）） ＝　土木工事標準単価①　×　週休２日補正係数 ・土木工事標準単価③（少数第３位止め（少数第４位四捨五入）） ＝　土木工事標準単価②　×　単価補正※（規格・仕様等補正） ※単価補正の端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入）

（別紙１）

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	内　　容	
週休２日制工事の対象	完全週休２日（土日）	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。 ・受注者は、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
	完全週休２日交替制	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日交替制）である。 ・受注者は、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

【削除】

（別紙１）

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	内　　容	
週休２日制工事の対象	完全週休２日（土日）	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。 ・受注者は、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
	完全週休２日交替制	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日交替制）である。 ・受注者は、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第２編　現場説明事項
第1章　条件明示

10 その他		
その他条件 （週休２日制工事）	完全週休２日（土日）	・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は、週休２日を推進するため、完全週休２日（土日）を実施する工事であり、完全週休２日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」によるものとします。 ・工期内において、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休２日が未達成の場合は補正は行いません。
	完全週休２日交替制	・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は、週休２日を推進するため、完全週休２日交替制を実施する工事であり、完全週休２日交替制の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」によるものとします。 ・工期内において、完全週休２日交替制が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休２日交替制が未達成の場合は補正は行いません。